

(別 添)

一般負担金年度総額

194,695,376,800 円

各原子力事業者の負担金率及び負担金額

原子力事業者名	負担金率	負担金額 (総額)	負担金額 (賠償負担金分)	負担金額 (従前分)
北海道電力	3.32%	6,466,146,000 円	1,250,746,000 円	5,215,400,000 円
東北電力	5.48%	10,662,687,000 円	2,097,887,000 円	8,564,800,000 円
東京電力ホール ディングス	34.70%	67,550,177,600 円	22,184,277,600 円	45,365,900,000 円
中部電力	9.18%	17,880,591,000 円	5,117,691,000 円	12,762,900,000 円
北陸電力	2.92%	5,675,636,800 円	831,536,800 円	4,844,100,000 円
関西電力	20.43%	39,767,969,400 円	14,555,369,400 円	25,212,600,000 円
中国電力	2.66%	5,174,532,600 円	1,825,132,600 円	3,349,400,000 円
四国電力	3.98%	7,755,122,600 円	2,539,722,600 円	5,215,400,000 円
九州電力	10.08%	19,625,192,400 円	6,094,192,400 円	13,531,000,000 円
日本原子力発電	6.08%	11,832,121,400 円	4,498,821,400 円	7,333,300,000 円
日本原燃	1.18%	2,305,200,000 円	0 円	2,305,200,000 円

※負担金率は小数第三位を四捨五入した値を記載。

(参考) 算定根拠について

○一般負担金年度総額

- 一般負担金年度総額は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第 39 条第 2 項の規定に則り、機構の業務に要する費用や各原子力事業者の中長期的な経営状況等を踏まえ、令和 6 年度と同額の 194,695,376,800 円とした。
- 総額の内訳は、賠償負担金分（電気事業法施行規則第 45 条の 21 の 13 第 1 項の規定に基づく承認を受けた賠償負担金）の年間回収額 60,995,376,800 円と、賠償負担分を除く一般負担金年度総額（以下「従前分」という。）133,700,000,000 円から構成されている。
- なお、従前分については、制度を開始した平成 23 年度から令和 2 年度までは、震災前の各原子力事業者の収支等を踏まえた水準としていたが、制度開始後 10 年が経過したことや電力小売完全自由化等の事業環境の変化があったことから、令和 3 年度に震災後の各原子力事業者の収支等も踏まえ、一定

の水準を安定的に維持できるものとして、金額の見直しを行っている。

○負担金率

- ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第 39 条第 3 項の規定に則り、従前分については各社の原子力発電所の運転状況や廃炉の進捗等を考慮した負担金率を適用し、これに賠償負担金分の年間回収額を勘案して算出した。

(参考)

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号） 抄

（負担金の額）

第三十九条（略）

- 2 一般負担金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。
 - 一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
 - 二 各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。
- 3 負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従って定められなければならない。
- 4～7（略）

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務運営に関する命令（平成 23 年内閣府・経済産業省令第 1 号） 抄

（一般負担金年度総額の設定基準）

第二条 法第三十九条第二項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らして必要な金額の確保を図ることができるものであること。
- 二 法第三十九条第一項の規定により算定される各原子力事業者の負担金の額が、次のイからハまでの基準を満たすこと。
 - イ 原子力事業者による電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること。
 - ロ 資金調達、配当その他の原子力事業者の財務活動について、通常実施することが相当と認められるものを妨げるおそれのないものであること。
 - ハ 電気の使用者の経済活動等に著しい影響を及ぼすことが見込まれるものでないこと。
- 三 一定の水準を安定的に維持できるものであること。

（負担金率の設定基準）

第三条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情に照らして、相応な比率であること。
- 二 特定の原子力事業者に対し、不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）抄

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十三 原子力発電事業者は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物（旧原子力発電事業者（当該原子力発電事業者が営む原子力発電事業（原子力発電工作物をその発電事業の用に供する発電事業をいう。第四十五条の二十一の十六第三項第二号において同じ。）に相当する事業を営んでいた者をいう。以下この条において同じ。）が廃止したものを含む。）（第三項及び第四十五条の二十一の十六第一項において単に「原子力発電工作物」という。）に係る原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかつたものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の十六及び第四十五条の二十一の十七において同じ。）から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

令和7事業年度特別負担金額

40,000,000,000円

（参考）算定根拠について

- ・ 特別負担金は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第52条第2項の規定に則り、廃炉の実施や中長期的な企業価値の向上等を含めた事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保しながらも、収支の状況に照らしてできるだけ高額な負担を求めるものとなるよう定めることとしている。
- ・ 令和7事業年度の特別負担金額については、同年度の東京電力の経常利益や当期純利益等の収支の見通しを基に、廃炉等積立金の取戻し計画等の将来の廃炉に必要な資金の見通しや、第五次総合特別事業計画の実行に必要な資金の額の見通し（今後の収支や投資の動向等）等を踏まえ、それらに必要な事業資金を確保しながらも、できるだけ高額な負担を求めるものとして、40,000,000,000円とした。

（参考）

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法抄

第五十二条（略）

2 特別負担金額は、認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、認定事業者に対し、できるだけ高額な負担を求めるものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務運営に関する命令抄

（特別負担金額の設定基準）

第八条 法第五十二条第二項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする

る。

- 一 認定事業者による電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること。
- 二 収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額を負担をするものであること。

令和 7 事業年度廃炉等積立金の額

260, 759, 392, 708 円

(参考) 算定根拠について

- ・ 令和 7 事業年度の廃炉等積立金額については、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第 55 条の 4 第 2 項の規定に則り、中長期的な支出の見通し及び令和 8 事業年度において見込まれる支出を賄うために十分な額である、260, 759, 392, 708 円（廃炉等積立金の運用益 2, 759, 392, 708 円を含む）とした。

(参考)

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 抄

(廃炉等積立金の額)

第五十五条の四 (略)

2 廃炉等積立金の額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

- 一 廃炉等の実施に関する長期的な見通しに照らし、廃炉等を適正かつ着実に実施するために十分なものであること。
- 二 廃炉等実施認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並び

に財務及び会計に関する省令（平成 29 年経済産業省令第 76 号） 抄

(廃炉等積立金の額の設定基準)

第四条 法第五十五条の四第二項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一号の規定により得た金額が第二号の規定により得た金額を超える場合は、当事業年度終了の日における廃炉等積立金の残高、廃炉等実施認定事業者の収支の状況その他の事情を勘案して、廃炉等を適正かつ着実に実施するために十分な額であることとする。

- 一 翌事業年度の廃炉等の実施に要する費用に充てる資金を確保するに当たって必要な金額以上であって、廃炉等積立金の額を定める時点において予見することができる将来にわたって廃炉等の実施に要する費用に充てる資金の金額から当事業年度終了の日における廃炉等積立金の残高を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合は、零とする。）を翌事業年度から当該費用に係る最終事業年度までの年数で除して得た金額以上の額であること。
- 二 翌事業年度の廃炉等の実施に要する金額に廃炉等積立金の額を定める時点において翌事業年度終了の日には保有していると見込まれる資金の金額を加えた金額から、当該廃

炉等実施認定事業者の認定特別事業計画の実行に係る所要の金額を控除して得た金額を超えない額であること。

(以 上)